

広島県告示第五百六十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年五月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

名称	主たる事務所の所在地	名称	介護予防サービス事業を廃止した事務所		廃止年月日
			所在地		
株式会社フジシン	広島市中区舟入中町九一六	ケアサポートフジシン己斐店	広島市西区己斐本町三丁目一―一二		平成一八年五月三一日
日本基準寝具株式会社	広島市安佐南区大町東二丁目一五―二	日本基準寝具株式会社福山営業所	福山市西桜町一丁目一〇―九		平成一八年五月三一日
グリーンコープ生活協同組合ひろしま	広島市安佐南区緑井一丁目二八―四七	グリーンコープひろしま福祉用具サポート	廿日市市木材港南七―五五		平成一八年五月三一日
広島県シルバー福祉生活協同組合	福山市南本庄五丁目五―一二	シルバー福祉生協	福山市南本庄五丁目五―一二		平成一八年七月三一日
有会社てらしま	福山市引野町三丁目三―五〇	らいふサポートてらしま福祉用具販売事業所	福山市東手城町四丁目一―一六		平成一八年一〇月三二日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	アイリスケアセンター舟入	広島市中区舟入幸町八―一サンケイハイム階		平成一八年一〇月三二日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	アイリスケアセンター高陽	広島市安佐北区口田南八丁目一―二三高陽小松ビル一階		平成一八年一〇月三二日
株式会社第一ビルサービス	広島市中区南千田東町四―三三二	エポカケアサービス	広島市中区南千田東町四―三三二		平成一八年一二月八日
株式会社ひまわりくらぶ	呉市焼山中央二丁目七―一〇―一〇一	ひまわりくらぶ特定福祉用具販売事業所	呉市焼山中央二丁目六―五二		平成一八年一二月三二日
尾道医療器株式会社	尾道市西御所町六一―三	尾道医療器福祉介護用品ショールーム	尾道市栗原西一丁目九―一六		平成一八年一二月三二日